様式第９－１号

福祉サービス利用援助契約書

利用者〇〇　〇〇（以下利用者という）と〇〇（市町村社会福祉協議会）（以下「（市町村社協）」という）は、以下のとおり契約します。

正式名称を記載すること　　略称

【契約の目的】

第１条

①（市町村社協）は、利用者に対して、福祉サービスの利用等を支援します。そして、利用者が、できるだけ自立して地域で生活がおくれるようにします。

②（市町村社協）は、適切な支援をおこなうため、大阪府社会福祉協議会の監督をうけます。

【支援の内容】

第２条

①（市町村社協）は、利用者についての次の手続きを支援します。

(1) 福祉サービス（この契約では、福祉用具を貸すこともふくみます）を利用し、または利用をやめるために必要な手続き

(2) 福祉サービスの利用料を支払う手続き

(3) 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き

(4) 日常生活に必要な事務に関する手続き

(5) 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き

(6) 医療費を支払う手続き

(7) 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き

(8) 日常の生活費(食費、日用品費、家賃等)を支払う手続き

(9) 以上の支払いにともなう預貯金の払い戻し、預貯金の解約、預貯金の預け入れの手続き

(10)施設や病院が行っている金銭管理に対する見守り

② 前項にある福祉サービスには、当（市町村社協）が提供する福祉サービスも含まれます。

様式第９－１号

【支援の方法】

第３条

①（市町村社協）は、次の方法で第２条第１項(1)から(10)までの手続きを支援します。

(1) 相談と助言、情報提供

(2) 関係諸機関等との連絡調整

(3) 手続きの代行

(4) 第６条で定める代理権の範囲内での代理

②（市町村社協）は、できるだけ利用者みずからが、福祉サービスの利用手続きなどをおこなえるように支援します。

③（市町村社協）は、支援をおこなうにあたっては、あらかじめ利用者の意思をたしかめます。

④ 利用者の意思をたしかめることができない場合は、利用者の生活にふさわしい方法で支援します。ただし、この場合には第 12 条で定めるように、（市町村社協）が、この契約を解約することがあります。

【支援の計画】

第４条

① 利用者と（市町村社協）は、支援の方法をくわしく定めた「支援計画」をつくります。

② 利用者の意思をたしかめることができない状態になってからの支援の内容と方法について、利用者と（市町村社協）は、あらかじめ「意思能力喪失後の支援計画」を作成しておくことができます。

③ 利用者は、死亡後にも支援が必要な場合には（市町村社協）と「福祉サービス利用援助契約特約」を締結しておくことができます。

【支援の担当者】

第５条

①（市町村社協）は、支援を行うにあたって専門員と生活支援員を指定し、その者に「支援計画」、「意思能力喪失後の支援計画」及び「福祉サービス利用援助契約特約」に基づく支援をおこなわせます。

② 専門員及び生活支援員は、互いに連携協力して支援をおこないます。

様式第９－１号

【代理権】

第６条

① 利用者は、（市町村社協）に対して、次の手続きについての代理権を与えます。

(1) 福祉サービスの利用料や医療費、税金、社会保険料、公共料金、食費、日用品費、家賃等の代金の支払手続き

(2) 利用者と（市町村社協）との定めに基づいて（市町村社協）が管理することとなる利用者の預貯金についての払戻し、解約、預け入れ手続き

ただし、百万円以上の払戻しについては、大阪府社会福祉協議会の承認を得た上で、その手続きを行います。

②（市町村社協）と利用者は、第１項（2）の預貯金の払い戻し、解約、預け入れ手続きの代理権について、利用者の指定する各金融機関等に対して代理人届を出します。

【支援計画の変更】

第７条

①（市町村社協）は、定期および必要があればそのつど、「支援計画」が利用者の生活にふさわしい内容かどうかをたしかめなければなりません。

② 利用者は、いつでも、（市町村社協）に対して、「支援計画」の変更を求めることができます。

③「支援計画」は、利用者と（市町村社協）の合意により変更します。

④ 利用者の意思をたしかめることができなくなり、「支援計画」では利用者の生活にふさわしい支援ができなくなったとき、「意思能力喪失後の支援計画」を作成していた場合には、その計画に変更して支援します。

⑤ 「支援計画」を変更した場合は、速やかに大阪府社会福祉協議会に報告します。

【審査】

第８条

①「支援計画」を変更する際に、次の点で疑問のある場合には、（市町村社協）は、大阪府社会福祉協議会に対して審査を求めます。

⑴ 新たな「支援計画」の適切さ

⑵ 新たな「支援計画」についての利用者の理解のたしかさ

② 利用者の理解のたしかさについて審査を求めるときは、あらかじめ、利用者の同意を得ます。

③ 「意思能力喪失後の支援計画」に変更する際は、（市町村社協）は、大阪府社会福祉協議会に対して必ず審査を求めます。

【通帳・証書類やはんこの保管】

第９条

① 利用者は、（市町村社協）に対して、次の通帳・証書類（カードをふくみます）やはんこを預けることができます。預かる場合、利用者と（市町村社協）は「預かり書」をつくります。

⑴ 年金証書

⑵ 預貯金の通帳

⑶ 権利証

⑷ 契約書類

⑸ 保険証書

⑹ 実印や銀行印

⑺ そのほか、（市町村社協）が適当と認めた書類（カードをふくみます）

② 利用者は、いつでも預けた通帳・証書類やはんこを返してもらうことができます。

③ この契約が終わったときは、（市町村社協）による保管も終わります。ただし、受取人がいないなどの理由により、やむを得ず通帳・証書類やはんこを預かり続けることとなった場合、（市町村社協）は、契約終了後 10 年を経過した後、大阪府社会福祉協議会の同意を得てそれらのものを廃棄することができるものとします。

④ この契約が終了した後も返却の申出がないため保管している公的書類については、関係公的機関に随時引き渡すことができます。

【利用料】

第 10 条

① 利用者は、（市町村社協）に対して、別紙の利用料金表にしたがい、（市町村社協）の請求にもとづいて支払います。

② 「意思能力喪失後の支援計画」に移った場合には、その支援計画により（市町村社協）が管

理する利用者の預貯金から、別紙の利用料金表にしたがって支払います。

③ 利用料金は、社会情勢の変化等にともない、変更することがあります。

【報告】

第 11 条

（市町村社協）は、定期（〇か月ごと）に、利用者に対して、この契約がどのようにおこなわれているかを報告します。

【解約】

第 12 条

① 利用者は、いつでも、この契約を解約することができます。

ただし、その際、利用者の解約を求める意思のたしかさに疑問がある場合には、（市町村社協）はその解約がふさわしいかどうか、大阪府社会福祉協議会に同意を求めることがあります。

②（市町村社協）は、次の場合は、大阪府社会福祉協議会の同意を得た上で、この契約を解約することができます。

(1) 利用者が特別養護老人ホームなどの施設に入所したり、長期間入院したり、住居を移転したため、この契約による支援をつづけることがむずかしくなった場合

(2)「支援計画」に基づいてできるかぎり利用者の生活にふさわしい方法で支援するよう努めてもその「支援計画」では十分な支援が困難であるのに、新たな「支援計画」を作成することができなかったり、「意思能力喪失後の支援計画」に変更してもなお利用者の生活にふさわしい支援ができなくなった場合

(3) 利用者に法定代理人等が選任され、この契約による支援が必要なくなったと判断された場合。

(4) その他、実施機関による支援が困難となっている場合

③（市町村社協）がこの契約を解約するときは、利用者の生活にふさわしい他の支援を利用できるようにつとめます。

【契約の期間】

第 13 条

① この契約の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年 3 月 31 日までとします。ただし、この期間が終わるまでに、利用者から契約を終わらせる申し出がないときはさらに 1 年間、この契約を続けます。その後も同じです。

② 契約の期間中であっても、次の場合は、この契約は終わります。

⑴ 第 12 条による解約があった場合

⑵ 利用者が死亡した場合。ただし、第 4 条第 3 項に定める「福祉サービス利用援助契約特約」を締結している場合は、この限りではありません。

【監督】

第 14 条

①（市町村社協）は、定期に、大阪府社会福祉協議会に対して、この契約がどのようにおこなわれているかを報告します。

②（市町村社協）は、当（市町村社協）が提供する福祉サービスを利用者が利用することになる場合には、大阪府社会福祉協議会に報告します。

③（市町村社協）は、利用者の意思をたしかめることがむずかしくなった場合は、ただちに、大阪府社会福祉協議会に報告します。

④（市町村社協）は、大阪府社会福祉協議会の求めがあったときは、いつでも、この契約がどのようにおこなわれているかについて大阪府社会福祉協議会に報告をします。

⑤ この契約について、（市町村社協）は大阪府社会福祉協議会と協議を行うことができ、大阪府社会福祉協議会が意見をのべたときは、（市町村社協）は、その意見を尊重して、この契約をおこないます。

【損害の賠償】

第 15 条

（市町村社協）が、この契約をまもらず、そのために利用者に損害を与えたときは、（市町村社協）は、その損害を賠償します。ただし、（市町村社協）が十分に注意したにもかかわらず生じた損害については、賠償しません。

様式第９－１号

【秘密を守ること】

第16条

（市町村社協）は、この契約をおこなっているあいだに知った利用者に関する秘密を守ります。この契約が終わったあとも同じです。

【情報提供の同意】

第17条

利用者は、（市町村社協）がこの契約を行うために必要な利用者についての情報を大阪府社会福祉協議会に提供することに同意します。

【この契約についての苦情】

第18条

利用者は、いつでも、大阪府社会福祉協議会に対して、この契約について苦情を言うことができます。連絡先は、下記のとおりです。

記

<table>
<tr><td colspan="2">窓口　大阪府社会福祉協議会(地域福祉部権利擁護推進室・運営適正化委員会)
住所　大阪市中央区中寺１丁目１番５４号</td></tr>
<tr><td>地域福祉部　権利擁護推進室
電話番号　０６－６１９１－９５００</td><td>運営適正化委員会
電話番号　０６－６１９１－３１３０</td></tr>
</table>

この契約が成立したことを明らかにしておくため、この契約書を２通つくり、利用者、（市町村社協）のそれぞれが１通ずつもちます。また、（市町村社協）は、この契約の写しを大阪府社会福祉協議会に送ります。

様式第９－１号

令和〇年〇月〇日

利用者

住所

氏名　　印

（市町村社協）

住所

名称

会長　　印

電話番号